

2 協力金（第3期）の支給要件

和歌山県内の飲食店等で、以下の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を取得して営業を行っている店舗（本社が和歌山県外にある場合を含む。）であること。（令和3年6月改正前の食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を取得して営業を行っている店舗を含む。）

【対象店舗】

食品衛生法上の営業許可を得て営業を行っている店舗

- 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等
- 遊興施設等：カラオケボックス、バー、結婚式場等

【除外店舗】

- ① 惣菜、弁当、和菓子、洋菓子などのテイクアウト専門の店舗（飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証に「客室又は客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び飲食する場所を設けていない店舗が該当）
 - ② ケータリング等のデリバリー専門の店舗
 - ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
 - ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナック等）
 - ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶（宿泊を目的としていない場合等を除く。）
 - ⑥ 飲食スペースを設けないキッチンカー
 - ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合
 - ⑧ 学校、病院その他施設において、集団給食業務を行う場合
 - ⑨ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可書に「露店」と記載されているもののうち、営業所所在地が「県内一円」など地域であるもの。実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの。）
 - ⑩ 「**要請①**」については、要請前の通常の営業時間が5時から21時までの範囲内である店舗
 - ⑪ 「**要請②**」については、要請前の通常の営業時間が5時から20時までの範囲内である店舗
- (2) 「**要請①**」については、通常の営業時間に、21時から翌日の5時までを含んでいた店舗が、要請期間中、営業時間を5時から21時までの間とし、かつ、酒類の提供をしていた店舗については、酒類の提供を5時から20時までとしていたこと。
- 「**要請②**」については、通常の営業時間に、20時から翌日の5時までを含んでいた店舗が、要請期間中、営業時間を5時から20時までの間とし、かつ、酒類の提供を終日行っていなかったこと。
- ※ 対象店舗が、休業していた場合も、本要請に従ったものとします。また、対象店舗が期間中継続して休業した場合は、「**要請②**」に応じて休業したものとします。
 - ※ 要請期間の全ての日を連続して、営業時間短縮又は休業していただいていることが必要です。（準備期間のために協力開始が遅れる場合の取扱いについては、P1参照）
 - ※ 前期の場合は2月8日（火）までに、後期の場合は2月28日（月）から営業時間短縮又は休業を開始し、要請期間の途中で閉店した場合にも、最終営業日（閉店日の前日）までの日数分に応じた協力金を支給します。
ただし、閉店したことが分かる書類を提出していただく必要があります。

※ 第3期の協力金に係る営業時間短縮要請期間の途中に開業し、開業日から要請期間終了日（前期は2月27日（日）、後期は3月6日（日））までの全ての期間、連続して営業時間短縮又は休業を実施した場合は、開業日から要請期間終了日までの日数分に応じた協力金を支給します。
ただし、開店日を確認できる写真や店舗としての営業実態を証する書類等を提出していただく必要があります。（P26からP28参照）

- (3) 業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること。
詳細については、和歌山県のHPで公表していますので、御参照ください。
(URLについては、以下のとおりです)
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>
- (4) 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること。
※ 認証店のうち、対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けることを県に登録した事業者が全員の陰性を確認した場合を除く。
- (5) 要請期間中に、営業時間短縮又は休業の実施期間が分かるように、以下の「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」、又はそれらと同等の内容が含まれた書類を店舗の外側等に掲示していたこと。
※ 前期から引き続き営業時間短縮又は休業を実施されていた方は、後期分として新たにチラシを貼る必要はなく、既に掲示していたチラシを手書き等により修正（P4参照）して掲示してください。

(営業時間短縮実施チラシ)

認証店（酒類提供有り）

営業時間短縮のお知らせ	
<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため 営業時間短縮 を実施します。 当店は、和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証 を受けているため、酒類の提供が可能です。 	
実施期間	令和4年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
時短営業	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで <small>※通常の営業時間</small> <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで
酒類の提供	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで <small>※酒類の提供時間</small> <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで
◎1テーブル、4人以内とします。	
店名 _____	

認証店（酒類提供無し）

営業時間短縮のお知らせ	
<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため 営業時間短縮 を実施します。 当店は、和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証 を受けています。 	
<input type="checkbox"/> 酒類の提供は 終日停止 しています。 <input type="checkbox"/> 従来から酒類提供なし。	
実施期間	令和4年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
時短営業	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで <small>※通常の営業時間</small> <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで
◎同一グループの同一テーブルは4人以内とします。	
店舗名 _____	

非認証店（酒類提供無し）

営業時間短縮のお知らせ	
<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため 営業時間短縮 を実施します。 	
<input type="checkbox"/> 酒類の提供は 終日停止 しています。 <input type="checkbox"/> 従来から酒類提供なし。	
実施期間	令和4年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
時短営業	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで <small>※通常の営業時間</small> <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで
◎同一グループの同一テーブルは4人以内とします。	
店舗名 _____	

(休業実施チラシ)

休業のお知らせ	
<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当店で 休業 を実施します。 	
実施期間	令和4年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
通常の営業時間	<input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分から <input type="checkbox"/> 時 <input type="checkbox"/> 分まで
店名 _____	